

■ 「かながわ青少年育成・支援指針」の改定について

平成17年に策定、平成28年3月に改定した「かながわ青少年育成・支援指針」について、最終改定以降、子ども・若者を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、子ども・若者への総合的な支援施策の推進を目的として、令和4年度中の改定を目指し、今般、指針の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定のポイント

ア 指針名称の変更

指針名称を「かながわ子ども・若者支援指針」に変更する。

指針の対象を明確にするため、「青少年」に代わり、乳幼児期からポスト青年期（40歳未満）までを包含する「子ども・若者」を指針の名称に用いることとするとともに、子ども・若者が自らをはぐくむことへの支援に重点を置く点などを明確にするため、「育成・支援」から、「支援」のみを用いた名称に変更する。

イ 子ども・若者に関する相談・支援体制の充実、ひきこもり・ニート等の子ども・若者への支援

子ども・若者を取り巻く社会環境の変化や孤独・孤立の問題が顕在化するなど、深刻さを増している状況の中、子ども・若者が自ら考え自らを守る力をはぐくむことを支援する視点や、身近に相談できる環境整備の充実・強化を図るなど、着実に相談・支援に繋げるための取組を新たな視点として取り入れる。

ウ 障がい等のある子ども・若者の支援

障がいや、発達に遅れのある子ども・若者について、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念に基づき、誰もがその人らしく暮らすことができるよう、自立や社会参加に向けた取組を当事者の目線に立ってきめ細かく支援するため、施策の方向のひとつに位置付ける。

エ 特に配慮が必要な子ども・若者の支援

ヤングケアラーやケアリーバーが抱える悩みや相談に応じるため、きめ細かな相談支援体制の充実を図るとともに、孤立せず、安全・安心に過ごすことができる環境づくりを進めるため、新たに施策の展開に位置づけ、支援の充実を促進する。

オ 長引くコロナ禍や成年年齢の引き下げ等に伴う社会環境の変化への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下で変化した社会環境を踏ま

えた地域活動を支援し、また、成年年齢の引き下げに伴う、子ども・若者の被害防止等への取組みの充実を図るなど、子ども・若者を取り巻く社会環境の変化への対応について、施策の展開に反映させる。

カ 指針の進行管理

子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱(内閣府)」では、大綱に基づく施策全体の点検・評価に当たり、子供・若者の生育状況等に関する各種指標として「子供・若者インデックスボード」を作成している。本指針でも、国の指標を基に、県の子ども・若者の状況を把握し、施策の実施状況とともに「神奈川県子ども・若者白書」として取りまとめ、公表する。

(2) 改定素案

参考資料1「かながわ子ども・若者支援指針(改定素案)」のとおり

(3) 今後のスケジュール(予定)

令和4年10月 改定指針素案に対するパブリック・コメントの実施
～11月

令和5年1月 神奈川県青少年問題協議会において改定指針案を説明
2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針案を報告

3月 指針を改定

(参考) 改定の概要

ア 改定の趣旨

子ども・若者の生きる力を尊重し、主体的に生きることを実現できるよう、県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、また、子ども・若者への総合的な支援施策の推進を目的として指針を改定する。

イ 計画の位置付け

「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画として策定する。

ウ 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。